

学 校 感 染 症 に つ い て

下記のような学校感染症の疑いのある場合は、医師の診断を受け、下記の出席停止期間の基準に沿って学校に登校してください。学校感染症の診断を受け学校を休む場合は、必ず連絡をお願いします。

なお、学校感染症は出席停止扱いとなりますので、下の証明書欄に必要事項を記入し、担任に提出してください。コロナ感染症・インフルエンザについては治癒証明書に「病名」「期日」「医療機関名」を医師または保護者の方が記入捺印してください。その他の感染症の場合は、医師による記入捺印をお願いしますが、難しい場合には保護者の方が記入捺印の上、ご提出ください。

＊出席停止期間の基準：令和5年改正の学校保健安全法施行規則による。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	●エボラ出血熱 ●クリミア・コンゴ出血熱 ●痘そう ●南米出血熱 ●ペスト ●マールブルグ熱 ●ラッサ熱 ●急性灰白髄炎 ●ジフテリア ●SARS ●MERS ●特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第二種	●新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	●インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	●百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	●麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	●流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	●風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
	●水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで。
	●咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第三種	●結核 ●髄膜炎菌性髄膜炎 ●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎 ●急性出血性結膜炎 ●その他の感染症(溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症 等)	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで。

----- き り と り -----

治 癒 証 明 書

大妻中学高等学校 殿

中学・高校 年 組 番 氏名

病 名 _____

期 日 令和 年 月 日 より

令和 年 月 日 まで

上記疾病の治癒したことを証明いたします。 令和 年 月 日

医療機関名

証明者（医師あるいは保護者）

印